

令和3年5月17日

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延を受けた生果実等の輸入検査について（南アフリカ共和国産のかんきつ類の生果実）

条件付き輸入解禁された生果実等におきましては、二国間で合意した検疫条件に基づき、輸出国において消毒等が適切に行われているかを確認するため、植物防疫官を当該輸出国に派遣し、確認業務を行うこととしているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延を受け、昨年4月以降、一部の国・品目を除き、植物防疫官の輸出国への派遣については、当面の間、見合わせている状況にあります。

このような状況下にあっても、有害な病害虫の国内への侵入を防止する措置を引き続き行う必要があることから、代替措置として、輸入される生果実等の輸入検査時の抽出数量等を増やす措置を実施しているところです。

先般、南アフリカ共和国側と意見交換をしたところ、輸出入者等両国の関係者の方々から今シーズンのかんきつ類生果実に係る対応について照会が行われることが想定されたことから、円滑な輸出入に資するよう、双方で国内の関係者に情報提供等を行うこととなったところです。

つきましては、下記の品目等では、本年も昨年と同様に、代替措置による対応を行うことにより、我が国の植物防疫官が現地に派遣されず、かつ、南アフリカ共和国側検査官による輸入港での消毒終了の直接確認ができない状況下にあっても、輸入検査の実施を認めることとしておりますので、お知らせいたします。

本件につきまして、ご不明な点等がございましたら、以下の問い合わせ先又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

記

国	対象品目
南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティン

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課 防疫対策室

担当者：皿海、佐藤

代表：03-3502-8111（内線 4564）